

施 工 条 件 明 示 事 項

工 事 名 : 市道5505号線 自転車レーン整備工事

工事場所 : 松本市 南松本

工事の実施にあたっては、「土木工事共通仕様書」及び「長野県土木工事施工管理基準」
その他指定された図書を参考とし、かつ別紙の事項について施工条件とする。

松 本 市

特記仕様書

(施工条件明示事項)

明示事項	明示内容及び制約条件
1 工程関係	<p>(1) 工程管理には十分配慮し、早期着手、早期完了、工期短縮に努めること。また、工期内に竣工検査が実施できるよう努力すること。</p> <p>(2) 作業時間は、沿線住民・学校・商店等から苦情がでないようにすること。また、夜間にやむを得ず通行止めをする場合は、事前に監督職員と協議のうえ、予告看板等沿線の町会・住民へ周知・徹底をしてから実施すること。</p> <p>(3) 工程にズレが生じるおそれがある場合には、速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。</p>
2 用地関係	<p>(1) 工事着手前に必ず隣地権利者と境界の確認し写真管理をすること。</p> <p>(2) 測量杭及び境界杭等は原則撤去しないこと。</p> <p>(3) やむを得ず撤去する場合は、関係者立会いのもと撤去し、工事完了時に、関係者立会いのもと復旧すること。なお、杭等の種類は原則現状にあったものとするが、関係者（監督職員）と協議の上決定すること。</p>
3 公害対策関係	<p>(1) 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。『別紙1』参照。</p> <p>(2) 周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。</p> <p>(3) また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。</p> <p>(4) 現場発生残土等各種資材の搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道に出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。</p> <p>(5) 市の指針である環境配慮項目を実践すること。</p> <p>(6) 使用機械及び機材について、使用しない場合は、エンジンをきること。</p>
4 安全対策関係	<p>(1) 工事現場においては、長野県共通仕様書1-1-37に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。</p> <p>(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。</p> <p>(3) 施工に際しては現地状況を勘案して、受注者が交通処理計画を立案し、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 施工にあたっては、一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。</p> <p>(5) 交通安全施設については下記により実施することを原則とする。</p> <p>ア 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。</p> <p>イ 車道部分に接し、車などの飛び込みの恐れのある場合にはガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮すること。</p> <p>(6) 交通規制箇所については、規制期間及び規制区間を極力短くなるように計画すること。また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法とすること。</p> <p>(7) 歩行者の通行を優先し、安全確保に配慮すること。</p>

5 工事中 道路関係	<p>(1) 公道を工事中道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。</p> <p>(2) 運搬道路等の清掃を行うこと。</p> <p>(3) 車両の出入りはなるべく方向を決めて運行すること。</p> <p>(4) 施工に直接関係ない車両は、駐車しないこと。</p> <p>(5) 他人の土地での駐車・迂回等はしないこと。</p>
6 仮設工 事等関係	<p>(1) 過積載防止関係</p> <p>ア 過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。</p> <p>イ 取引メーカーから購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とする。</p> <p>ウ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。</p> <p>エ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。</p>
7 残土・ 産業廃棄 物関係	<p>(1) 運搬先が変更となった場合は、監督職員と協議すること。また、契約期間中に発注者から処分先を指定された場合には、協議に応じること。写真や伝票、領収書、運搬記録等により検収、処分量を確認できるよう適切に管理すること。</p> <p>ア 特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、『別紙2』のとおり処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。</p> <p>イ 請負者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。</p> <p>(2) 建設副産物の運搬・処理について</p> <p>ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。</p> <p>イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。</p> <p>ウ 下請け業者が建設副産物を運搬・処理する場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。</p> <p>エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。</p> <p>(3) 施工計画書に下記書類を添付すること。</p> <p>ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し</p> <p>イ 請負者と処理業者又は運搬業者との契約の写し</p> <p>ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート</p> <p>(4) 再生資源利用等計画書、実施書の提出</p> <p>ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。</p> <p>イ 竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出する。</p> <p>ウ 提出様式は次のいずれかにより作成し、実施書のデータは電子納品すること。但し、CREDA Sを利用した様式は使用しないこと。</p> <p>(ア) COBRIS（建設副産物情報交換システム）を利用した様式。</p> <p>(イ) 建設リサイクル報告様式（EXCEL）※国土交通省HPよりダウンロード</p> <p>(5) 対象は量の多少にかかわらず、全てとする。</p> <p>(6) 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じること。</p>

8 工事支障物件等	無し
9 排水工関係（濁水処理を含む）	無し
10 薬液注入関係	無し
11 品質及び技術管理関係	<p>(1) 建設資材の品質記録保存 ア 土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。</p> <p>(2) 工事カルテ作成、登録について ア 工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に直ちに登録を行い、発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。 イ 受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。</p> <p>(3) 生コン納品書（伝票）の扱い ア 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。 イ 納品書には工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。</p> <p>(4) 自転車レーンの色彩はベンガラ色とし、標準の目標値はマンセル表色系において、10R4/4とする。なお、許容値は色相7.5R～2.5YR、明度2～5、彩度3～5とする。塗装面の明度が、半たわみ舗装など密粒アスファルトの標準色から大きくかけ離れている場合は、上記に加え、明度を8まで許容し、明度差が開きすぎないように配慮することとする。</p>
12 その他	<p>(1) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努められたい。</p> <p>(2) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等、構造改善対策にも配慮されたい。</p> <p>(3) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出すること。</p> <p>(4) 建設業法及び公共工事の入札契約の促進に関する法律に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。</p> <p>(5) 着手前には、工事箇所周辺を含む事前調査を行い、必要に応じて関係者（地権者）と立会を行うこと。</p> <p>(6) 現場状況等及び施工条件に差異が生じた場合は、速やかに監督員と打合せをし、書面にて協議すること。</p> <p>(7) 竣工図書として主要材料等（As、砕石、廃材等）の設計・実施数量の対比表及び実施工程表（赤黒対比したもの）を提出すること。</p> <p>(8) 起工測量を実施し、その結果について監督員へ報告し、相違する場合は協議すること。</p> <p>(9) 作業時間内の喫煙は厳禁とし、休憩時間に決められた場所で喫煙すること。</p> <p>(10) 着工前・竣工写真は2部提出すること。</p> <p>(11) 創意工夫について 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することが出来る（様式別紙）</p> <p>(12) 施工体制台帳について 請負者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、写しを監督職員に提出すること。</p> <p>(13) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>(14) 産業廃棄物の処理、警備員等の委託業種についても、「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。</p>

12 その他	(15) 建設業退職金共済制度について 請負代金の額が800万円以上の場合は、建設業退職金共済組合の発行する掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出すること。 なお、その他の退職金制度を利用している場合や期間内に収納書が提出できない場合は、あらかじめその理由を文書で提出すること。										
	(16) 街区基準点については、街区基準点復元作業マニュアル(案)「国土交通省国土調査院・同土地理院」に基づき復元すること。										
	(17) 現場環境改善費 本工事は現場環境改善費を計上している[別表-1]の項目について実施し、写真などで報告すること。										
	[別表-1]										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善（仮設関係）</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（営繕関係）</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（安全関係）</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善（仮設関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減	現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等	現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
	計上費目	実施する内容（率計上分）									
現場環境改善（仮設関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減										
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等										
現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策										
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献										
※各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することを原則とする。											

注) 明示事項が無い場合は、無しと記入する。

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機、） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している

建設発生土

残土処理	<input type="checkbox"/> 指定	地区名	任意	運搬距離	km
		処分費	円	運搬費	円

条件 1. 指定の場合、場所地区及び運搬距離を明示する。

2. 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

特定建設資材（建設リサイクル法）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
アスファルト塊	再利用	プラント名	運搬距離 km			
		数量	t			
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
コンクリート塊	再利用	プラント名	(有)上條丸田組	運搬距離	3.5km 以下	
		(1)無筋 C0				
		数量	11t			
		直接工事費	処分費	16,500 円	運搬費	5,115 円
		(2)鉄筋 C0	運搬距離 km			
		数量	T			
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
		(3)二次製品	(有)上條丸田組	運搬距離	3.5km 以下	
		数量	0.9t			
		直接工事費	処分費	2,700 円	運搬費	上記に含む
建設資材木材		プラント名	運搬距離 km			
		数量				
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円

備考 1. 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2. 積算上の明示条件であり、処理施設を指定するものではない。

3. 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

4. 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

産業廃棄物（建設廃棄物処理方針）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
木くず (抜根・伐採材)	再利用	プラント名	運搬距離 km			
		数量				
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
汚泥		プラント名	運搬距離 km			
		数量				
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
その他 (金属くず)		プラント名	運搬距離 km			
		数量				
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円

備考 1. 備考欄については、2 特定建設資材欄と同じ